

R7年度 学童保育所の入所申込のしおり

利用方法や保育料に関することなど利用者のために書かれたしおりです。

まずは、このしおりに目を通してから学童保育所入所申請書兼申込書に記入してください。

このしおり及び、入所決定者に配布する「葛城市学童保育所入所のしおり」はよく読んで手元に残しておいてください。

1 入所期間・資格等

(1) 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (一年毎の申請が必要です)

R7年度の入所申請後、入所を取りやめるには3月末までに「入所取消届」が必要です。

(2) 入所を希望する児童で、保護者が就労等で昼間家庭におらず、集団生活を営む上で著しい支障がない児童です。

ただし、休職・求職中及び自宅での内職は就労とは認められません。

(3) 対象 小学生

- ・入所については、学童保育を必要とする事由の程度の高い児童から選考決定します。

- ・お子さんが在籍している校区の学童保育所への入所となります。

2 学童保育所(児童館)定員・連絡先

※午後2時以降にお願いします

名 称	定 員	住 所	連 絡 先
新庄小学校区学童保育所	120	南道穂176番地	69-4711・4721
新庄小学校区学童保育所(新棟)	160	南道穂147番地1	69-2004
新庄北小学校区学童保育所	120	疋田612番地	69-7613・7603
忍海小学校区学童保育所	100	忍海338番地1	65-2113
磐城小学校区学童保育所	160	南今市67番地1	48-2010
當麻校区児童館学童保育所	60	當麻604番地	48-3660

3 入所申込みの受付について

○受付日時・受付場所

令和6年10月7日(月)～10月11日(金) (土・日・祝の受付はありません)

新規入所希望者：子育て支援課(當麻・新庄庁舎)

午前8時30分～午後5時00分

継続入所希望者：各学童保育所(継続の“きょうだい”がいる場合のみ新規者も学童保育所に提出可)

午後2時00分～午後6時00分

(ただし、午後2時頃は児童の受け入れのため、お待ちいただくことがあります)

4 申込みに必要な書類

○子育て支援課、学童保育所より配布の申請書(葛城市ホームページからもダウンロードできます)

(1) 学童保育所入所申請書兼申込書・調査票・同意書及び誓約書(裏面)

申請の内容をよく読んで記入し、該当する箇所に印を入れて下さい。(全て新年度の学年・年齢で記入のこと)
同意事項の内容に、同意・承諾いただける場合は署名してください。

(2) 就労証明書

1. 自営業、農業など就労者と証明者が同一の場合は地域民生委員の証明が必要となります。
※ただし、自営業、農業であっても社判がある場合は本人が証明できます。
2. 就労証明書については、雇用(予定)期間の期限を迎えたり、勤務先等が変わることに提出していただきます。
雇用期間に更新有り、見込みと記入されている場合も同様です。

(3) その他

勤務以外の理由で申込の場合は 申立書と下記の書類が必要です。

- ・母親の出産等：母子手帳の写し(母の氏名・出産予定日がわかるページ)
- ・疾病・障がい等：医師の証明等
※保護者が疾病・障がい等で児童の面倒がみられないと医師が判断した場合に限る
- ・介護等：介護保険者証等
- ・その他：必要な書類を指示します

※申立書に必要な書類を必ず添付のこと(申立書はホームページ、または子育て支援課にあります)

※書類記入上の注意

複数の児童の入所申込をされる場合

- | | |
|---|---|
| { | 児童毎に1枚提出・「学童保育所入所申請書兼申込書・調査票・同意書及び誓約書」 |
| | 1世帯につき1枚提出 { 「申立書」・・・児童氏名、学年は連名で書いてください。
「就労証明書」・・・保護者記載欄に児童名・新年度の利用状況を記入してください。 |

5 入所の決定について

- (1) 申込内容及び必要書類を審査し、2月下旬頃に決定通知を送付します。
- (2) 入所の辞退は「1 入所期間・資格等」(1)を参照のうえ、3月中に必ず提出してください。
- (3) 5月以降に入所の方は入所希望の前月末までに就労証明書を提出してください。
- (4) 就労証明書の記載内容について確認する必要がある場合は調査させていただきます。
虚偽の内容であった場合は入所後であっても退所の対象となります。
- (5) 学童保育料の滞納が過去を含み3ヶ月以上ある場合、または長期間滞納が解消されていない場合は入所できません。
- (6) 必要に応じて、保護者・児童に各学童保育所への見学を依頼する場合があります。

6 利用の変更と届、保育料について

<事前にあるいは変更と共に届け等が必要な場合>

- (1) 入所申請時の記載事項に変更(保護者や住所の変更等)が生じた場合。
- (2) 利用(期間・早朝延長保育等)の変更、退所をする場合。

<早急に電話連絡が必要な場合>

- (1) 急な欠席・早退が生じたとき。必ず保護者から学童保育所と学校の両方に連絡してください。

【変更と保育料について】

- (1) 申請内容の変更は、変更したい月の前月末までに変更届あるいは退所届を提出してください。提出の無い場合は利用の有無にかかわらず申請通りに学童保育料が発生します。
- (2) 春・夏・冬休み期間だけを利用する場合の取消も、前月の末までに変更届を提出してください。

重 要

変更内容はご提出の届の紙面で確認させていただきます。退所・取消・追加等、いずれの場合も保護者によって書かれた「学童保育所（退所・入所取消）届」「学童保育所【変更】届」を学童保育所、あるいは子育て支援課にご提出ください。職員が確認いたします。

電話での変更の受付はできませんのでご了承ください。

(用紙は新庄・當麻各庁舎の子育て支援課、各学童保育所、市ホームページにあります)

7 学童保育所のしおりをご覧ください

入所決定の方には学童保育所より「葛城市学童保育所入所のしおり」を渡しますので、お知らせする期間内に受け取り、よく読んで手元に残しておいてください。内容についてのお尋ねは学童保育所までお願いします。

8 開所時間・休所について

平 日	放課後 ～18:30	学校行事の代休日は 開 所 7:30～18:30
土 曜 日	8:30～18:30	早 朝 延 長 保 育 無 し
春・夏・冬休み	8:30～18:30	早朝延長保育 7:30～8:30 30分毎月額500円/人
12月28日 ～ 1月4日 及び 日・祝日		休 所

・**気象情報で警報が発令された場合**

警 報 発 令 時 間	学 童 保 育 所
午 前 7 時 現 在	休 所
小 学 校 に 登 校 後	休 所
学 童 保 育 所 に 登 所 後	各自気象情報を確認し、速やかにお迎えをお願いします

※**警報発令時間**とは…奈良地方気象台による葛城市に対する警報発表時間をさします。

※警報発令の有無に関わらず、学校が休校となった場合はそれに準じて休所します。

・**熱中症（特別）警戒アラートが発令された場合**

通常どおり開所します。

・**学級閉鎖の場合**

通常どおり開所します。ただし、感染力が強い新型コロナウイルス、インフルエンザ等が原因の場合は感染予防・感染拡大防止のため、該当学級の児童は登所できません。（学年閉鎖の場合も同様）

9 学童保育料 以下令和6年度（参考）

保育料：1人につき月額2,000円（減免の対象となる）

賄い費（おやつ代等）：1人につき月額500円（減免の対象にならない）

早朝延長保育料：30分毎月額500円（減免の対象になる）

※令和7年度の保育料・賄い費は、まだ決定されていません。

下記に掲げる減免基準に該当する方は4月に入りましたら申請してください。

※4月から減免の適用を受ける方は必ず決定通知受領後、4月末までに申請してください。

学 童 保 育 料 の 減 免 基 準	
児 童 の 所 属 す る 世 帯 の 別	減 免 月 額
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	全 額
住 民 税 非 課 税 世 帯	半 額

☆減免申請は、毎年必要です。（提出された月より減額開始となります）

令和7年4月分から8月分までは令和6年度の、令和7年9月分から3月分までは令和7年分の税情報を確認します。

学童保育料・賄い費は、口座振替により毎月28日（休業日にあたる場合は、翌営業日）に徴収いたします。

☆下記金融機関に口座を開設いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

南都銀行・奈良県農業協同組合・奈良中央信用金庫・ゆうちょ銀行・りそな銀行

☆口座振替用紙は子育て支援課にあります。

☆口座振替をされていない方にはコンビニ・金融機関で支払いができる納付書を送付します。

10 持ちものについて（持ち物には必ず名前を記入してください）

- (1) 給食のない日は、お子さんにお弁当（インスタントラーメン等は不可）・水筒を持参させてください。
- (2) その他必要なものは、そのつど学童保育所より連絡します。
- (3) 学童保育所でおやつが出ますので、持ち込みは禁止です。

ただし、アレルギー等健康上の理由がある場合はご相談ください。

アレルギーの状態、アレルギーなどの保持等個別に聞き取りをします。

11 退所について

下記の場合は速やかに退所していただきます。

- (1) 父母の一方あるいは両方が仕事を辞めた場合（期間が空かず次の仕事が決まっている場合を除く）
- (2) 雇用期間が有期で、その期間の終了後も新しい就労証明書が出ない場合
- (3) 産前2ヶ月、産後2ヶ月を過ぎ、その後、育児休業を取得される場合（ただし、出産予定日から数えて産前2ヶ月の属する月の初日から、産後2ヶ月の属する月末までは利用できます）
- (4) 学童保育料が過去の分も含め3ヶ月以上未納の場合、長期間滞納が解消されていない場合（退所後も学童保育料の納付はしていただきます）
- (5) 午後6時30分までにお迎えができない場合
- (6) その他、管理運営上不適当と認めた場合（集団生活が困難、他児童や支援員に危害を加える等）
- (7) 申請書及び就労証明書等の記述内容が虚偽であった場合

12 タブレット端末使用について

- (1) 学校の宿題に取り組むにあたり、学童保育所でタブレット端末の使用はできますが、使用の同意書の提出をしていただきます。また、同意書提出済端末かを識別するための印を付けさせていただきます。
- (2) 学童保育所及び学童指導員はタブレットの使用に一切関与をしません。
- (3) 万一、事故、破損、紛失等が生じても学童保育所及び支援員はその責任を負いませんので、各自の責任において使用してください。

※詳細についてのプリント、使用に関する同意書は各学童保育所、子育て支援課にあります。

13 その他

- (1) 学童保育所では利用初年度に申請された保護者氏名に基づいてデータを作成し、利用内容を上書きしますのでご了承ください。保護者は父母どちらでもかまいません。申請の保護者を変更する場合は子育て支援課にお知らせ下さい。
- (2) 平日のお迎え及び休校日の送迎については、必ず保護者等で行ってください。学童保育所に在籍する5・6年生の兄弟が送迎することについての詳細は学童保育所にお問い合わせください。
- (3) 保育時間は、放課後から午後6時30分までとなっていますが、警報が発令されているときや仕事が早く終わったときは、速やかに迎えにきてください。
- (4) 土曜日保育は8:30~18:30です。早朝延長保育はありません。

土曜日保育は次の学童保育所で合同保育を行います。

{	當麻地区・・・當麻学童保育所・磐城学童保育所は【磐城学童保育所】にて実施 (Tel0745-48-2010)
	新庄地区・・・新庄学童保育所・新庄北学童保育所・忍海学童保育所は【新庄学童保育所】にて実施 (Tel0745-69-4711)

前日までに利用が無くなった場合は利用学童保育所へ、当日は合同保育実施学童保育所に速やかにご連絡ください。

- (5) 学校行事、学習等に関する全ての問い合わせは、各自で学校にしてください。
- (6) 家庭で子どもを保育できる状況（仕事が休み、参観日、家庭訪問日等で保護者等が在宅）にあるときは、登所させないで家庭で保育してください。
- (7) 学童保育所敷地内の備品等器物破損に伴う修繕費は、全額実費にて保護者に負担していただきます。
- (8) お子さん自身の判断で欠席したり無断で帰宅したりしないよう、お子さんにしっかりお話しください。
- (9) 学童保育所に預けている間は、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
- (10) 学童保育所に入所したお子さんが放課後安全に登所できるよう、その名簿を在籍する学校と共有することをご了承ください。
- (11) 学童保育所は月の途中で入所、退所をした場合であっても保育料の割引はありません。一ヶ月分の保育料が必要になります。ご了承ください。

☆提出前に申請書の裏表に記入漏れがないか確認してください。記入漏れがあると受付ができない場合があります。

